

10月から食費・居住費（滞在費）が  
利用者負担となります。

お知らせ

利用者の方には重い改定ですが  
施設経営も大打撃を受けます。



# 利用約款等(「重要事項説明書」) 書き換えのご案内



## 介護保険制度が一部改正され、 保険給付の範囲が変わりました

今回の介護保険法改正で、これまで保険で賄われていた**食費と居住費(ショートステイの場合は「滞在費」)**が、**保険外の扱い**となりました。したがって、今年の10月から、**食費と居住費(滞在費)**は**利用者の方の全額自己負担**となります。

これに伴い、**利用約款等(「重要事項説明書」)**の**内容が変更**になるため、継続利用の方も、改めて、利用者の方(またはその代理人の方)と、書面を取り交わす必要があります。



## 施設による利用料の値上げではありません

介護保険の財源を主に運営される介護老人保健施設は、介護サービスの提供にかかる費用について、利用者の方からその1割、保険者(市町村等が運営する介護保険の組織)からその9割を受け取る仕組みになっています。

これまで食費や居住費(滞在費)は、施設の提供する介護サービス費の中に含まれていましたから、施設は、それらの費用を、利用者の自己負担(1割相当分)と保険者からの給付(9割相当分)で受け取っていました。今回の改正でそれらが保険給付から外れることで、**食費と居住費(滞在費)の全額が利用者負担**となりますが、**施設が受け取る費用は変わらず、むしろ少なくなります**。介護老人保健施設をご利用いただく多くの方で負担額が増えることとなりますが、**これは施設による利用料の値上げではありません**。(図)



## サービス内容を変更するものではありません

利用約款等（「重要事項説明書」）の変更は、主に、食費と居住費（滞在費）が、利用者の方のご負担となることをお示しするものです。介護サービスについては、**これまでどおりのサービス**をご利用いただけます。



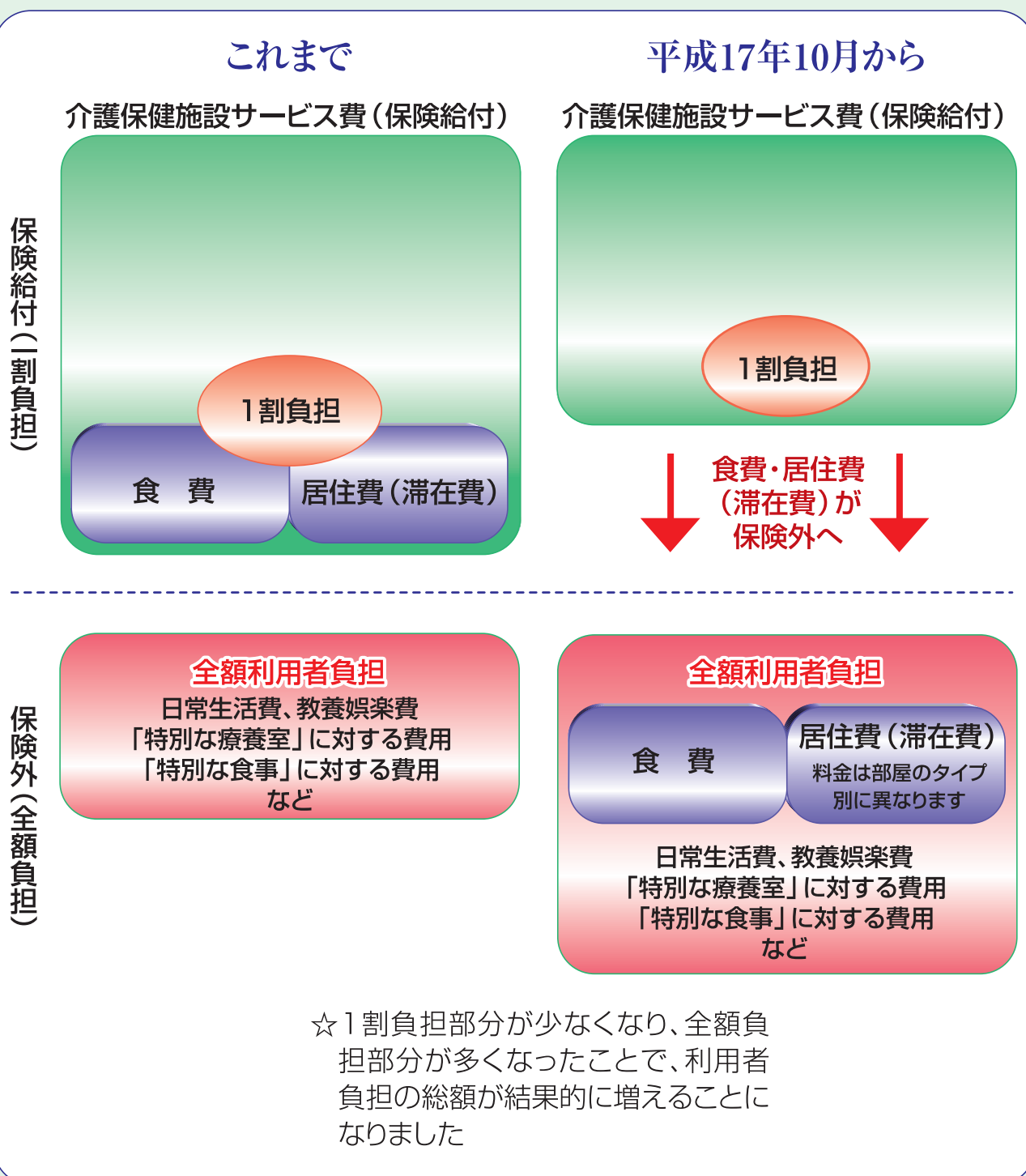
## 介護保険を継続的に 運営するための改正です ご理解下さい

今回の介護保険法改正の趣旨は、**①制度の持続可能性**と、**②予防的サービスの提供による重度化の防止**——の2点です。

特に、制度の持続、つまり、介護保険制度を続けていくためには、大きな改革が必要です。現在の仕組みのままでは、保険の給付額が雪だるま式に膨れ上がり、そのことで65歳以上の第1号被保険者や40歳以上の第2号被保険者が払う保険料、国の税金からの負担が大きくなることが予想されています。そこで、今回の改正で、保険給付の内容が、特に**在宅サービスと施設サービスとの公平性を考慮して変更**されました。

これからも変わりなく、必要な人に、必要なときに介護サービスが提供できるような仕組みを維持するための改正です。これは、**私たち施設にとっても痛みを伴う改革**ですが、どうぞご理解下さい。

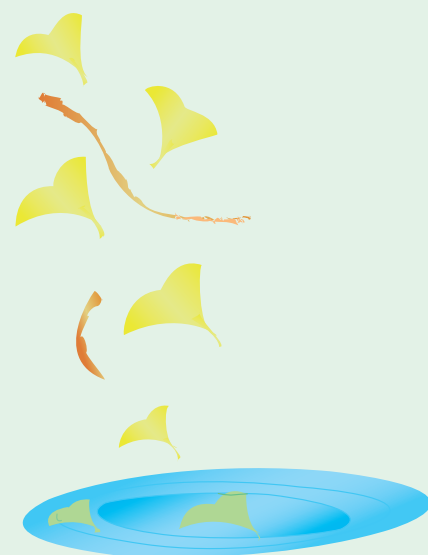
## 利用者負担の変更点 一般的な利用者の方（軽減措置を受けない方）の場合





## 結局、負担はどう変わるの？

- 介護老人保健施設の利用者の方にご負担いただく金額は、次の2つの合計額です。
  - ①介護保険で給付されるサービスの総額の1割負担
  - ②介護保険で給付される以外のサービスなどの利用額の全額
- 今回の介護保険法改正では、上で示した仕組み自体は変わりませんが、これまで保険サービスに含まれていた「食費」と「居住費（滞在費）」が、保険外のサービスとなりました。
- このため、**利用者負担は増えることになります。**





## 食費・居住費(滞在費)の 利用者負担額のご案内

○食費・居住費(滞在費)の料金設定は、**国が一律に定めるのではなく**、個々の**施設がそれぞれで定め、利用者の方と契約を交わす**ことになっています。

- ・これは今回の介護保険法改正で、食費・居住費(滞在費)が「保険外負担」となったことに伴うものです。同じメニューや1泊の値段が、レストランやホテルそれぞれで異なることと同じです。当施設では、食費にかかる材料原価、調理費用などを計算して、適正な料金設定をしています。

○負担額は、利用者ご本人の属する世帯所得によって差があります。**世帯年収が一定額以下の方には3段階の軽減措置**があります。

- ・対象となるのは、主に、市町村民税の非課税世帯の方です(注：ご本人が市町村民税非課税であっても世帯非課税でない場合は、基本的に対象とはなりません。あくまでも「世帯」が単位となります)。
- ・上記以外にも、高齢者世帯(高齢者夫婦などの世帯で、単身世帯を除く)で、そのうちお一人以上が施設を利用する際、個室利用料などを支払うと、ご自宅に残った方の生計が成り立たない場合に、軽減措置が受けられる場合などがあります。
- ・ただし、上記のような軽減措置を受けるには市町村による認定が必要となります。軽減措置の対象となるかどうかについては、国により細かな条件が定められています。その条件のなかには、私ども介護老人保健施設では把握しえない情報(年間所得の詳細、資産や預貯金の額など)も多く含まれていますので、軽減内容の詳細や、認定申請については、市町村の担当窓口にご相談下さい。



○居住費（滞在費）は、利用されている部屋（療養室）のタイプで異なります。

・部屋（療養室）のタイプは、国により、次の4つに区分されています。

- 1) ユニット型個室
- 2) ユニット型準個室
- 3) 従来型個室
- 4) 多床室

\* 1) 2) 3) が個室、4) が相部屋です。当施設にある個室のタイプについては私どものスタッフがご説明します。

また、従来型個室の居住費（滞在費）については、次のような経過措置があります。

- 1) 今年の9月1日以前からの個室利用者で、かつ9月の個室利用料が免除されている方については、同じ部屋を利用する場合に限り多床室と同様の利用料となります。
- 2) 今年の10月1日以降に個室を利用される場合で、①著しい精神症状などにより個室利用が必要と当施設の医師が認めた場合（認めた期間のすべて）、②感染症などで個室利用が必要と当施設の医師が認めた場合（利用初日から30日間のみ）、③居住面積が8㎡以下の個室（利用期間のすべて）については、多床室と同じ利用料となります。

様

1日の食費は  円

1日の居住費（滞在費）は  円

これらを含む利用料の総額は

ひと月約  円です

ただし、理美容代等の利用者の選択によって発生する  
その他の費用は含んでおりません。  
なお、これらの費用の詳細については、  
施設内の掲示板等をご確認下さい。

10月からの実施となります。  
ご理解のほど、お願い申し上げます。

あなたの住む市町村の  
担当窓口の電話番号は

です

担当者：